

## 2020年度保険者努力支援制度（都道府県分）に係るQ&amp;A

## 【指標③ 都道府県の取組状況の評価について】

## (1) 医療費適正化等の主体的な取組状況

問1 「重症化予防の取組等」の評価指標②に「二次医療圏単位等での対策会議」とあるが、当該会議は具体的にどのような構成員による会議を想定しているか。

(答)

「二次医療圏単位等での対策会議」の構成員としては、糖尿病性腎症重症化予防のため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険担当課や健康増進担当課、保健所、医師会、糖尿病対策推進会議、専門医など当該地域における具体的な対策の検討をなし得る関係者が参加する会議を想定しています。

問2 「重症化予防の取組等」の評価指標②に「二次医療圏単位等での対策会議」とあるが、複数の医療圏域で連携し1つの対策会議を実施している場合であっても評価の対象となるのか。

(答)

たとえば、二次医療圏域内に市町村が1つしか存在しない等の場合には、近隣の医療圏域と連携し、複数の医療圏域で1つの対策会議を実施していただいで差し支えありません。ただし、この場合であっても、二次医療圏単位等で、問1（答）でお示しした構成員の参加が必要であると考えています。

問3 「重症化予防の取組等」の評価指標③に「保健所を活用した支援」とあるが、都道府県内の全ての保健所で支援を実施しなければ評価の対象とならないのか。

(答)

基本的には、都道府県内の全ての保健所において支援を実施することが望ましいと考えていますが、今回の評価については、都道府県として全ての保健所で取組を行うとの方針の下、順次体制を整備している場合には、一部少数の未実施の保健所が残っているときであっても、評価の対象とします。

問4 「市町村への指導・助言等」の評価指標（iii）第三者求償③に「都道府県が設置する県立病院や保健所等の機関が第三者行為に関する情報を市町村に提供している又は提供予定としている場合」とあるが、たとえば各保健所から都道府県庁に食中毒情報などの第三者行為に関する

情報を集約し都道府県庁から市区町村に情報提供している場合は、評価の対象となるか。

(答)

基本的には、都道府県が設置する病院や保健所等の機関から市町村に対して速やかに第三者行為に関する情報提供をすること（提供予定を含む。）を評価の対象としていますが、都道府県の情報集約行為が介在する場合であっても、速やかに市町村に対して情報提供が行われているのであれば評価の対象とします。

問5 「市町村への指導・助言等」「保険者協議会への積極的関与」の評価指標③「医療費の調査分析等のための人材育成」と評価指標④「KDBの活用に向けた取組（操作研修等）」は、同時に実施してもよいか。

(答)

お見込みのとおり。評価指標③と評価指標④の各取組は、各要素を盛り込んだプログラム内容であれば、同時に実施していただいても差し支えありません。

問6 「市町村への指導・助言等」「保険者協議会への積極的関与」の評価指標④に「KDBの活用に向けた取組（操作研修等）を行っている場合」とあるが、都道府県と国保連合会が共同してKDBの活用に向けた取組（操作研修等）を実施する場合は評価の対象とならないのか。

(答)

都道府県と国保連合会が共同してKDBの活用に向けた取組（操作研修等）を実施する場合も評価の対象とします。

問7 「市町村への指導・助言等」「保険者協議会への積極的関与」の評価指標⑥「覚書等」とあるが、具体的に何を想定しているか。

(答)

「覚書等」には、覚書のほか、契約、協定などを想定しています。「覚書等」の内容は、データ連携・解析の内容等を踏まえ、保険者の判断において適正な内容で締結してください。

問8 「市町村への指導・助言等」「保険者協議会への積極的関与」の評価指標⑥「データ連携・解析を行っている場合」とあるが、具体的に何を想定しているか。

(答)

「データ連携・解析を行っている場合」としては、たとえば、各保険者が保有するレセプトデータや特定健診データ、NDB データ等の活用により地域の健康課題を分析することなどを想定しています。

## (2) 決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の解消等

問9 評価指標⑤に「全て取りまとめ及び公表を行っている場合」とあり、2018 年度中の実施状況を評価することになっているが、2019 年度中に「全て取りまとめ及び公表」を実施した場合は評価の対象とならないのか。

(答)

基本的には、2018 年度の赤字削減額（率）を含む計画であることから 2018 年度中に公表していることが望ましいと考えていますが、赤字削減・解消計画の見える化の早期実現の観点から今般本評価指標を新設したことに鑑み、例外的に 2019 年度中に「全て取りまとめ及び公表」を実施した場合であっても評価の対象とします。

問10 評価指標⑥に「取りまとめ及び公表を全く行っていない場合」とあるが、都道府県管内の計画策定対象市町村が策定する赤字削減・解消計画について「取りまとめ」は行っているものの、一部の市町村から承諾が得られないため、当該市町村については「公表」を行っていない場合であっても、「公表を全く行っていない場合」として減点の対象となるのか。

(答)

管内の計画策定対象市町村が策定する赤字削減・解消計画については全て取りまとめを行うことを前提として、一部の市町村から公表の承諾が得られないこと等を理由として全ての市町村について「公表」を行っていない場合には、「公表を全く行っていない場合」に該当しないため、減点の対象とならないと考えています。

問11 都道府県管内に赤字削減・解消計画の計画策定対象市町村が存在しない場合における評価指標⑤及び評価指標⑥の該当性判断の考え方如何。

(答)

都道府県管内に赤字削減・解消計画の計画策定対象市町村が存在しない場合には、評価指標⑤の評価の対象とします。